

若干名ヲ選ク

第三條 理事及副理事、各部員互選、依リ各部員常務委員、
中ヨリ會長ヲ指名ニ依ルモノトス

第四條 本則第四條ニ定ムル各部員ノ常務スルコトヲ得、

第五條 常務委員ハ各部員約六名ニ付キ一名割合ニ依リ、本部員之互選

ス、但シ工部各部ノ單任ハモト

第六條 理事會、會長副會長及各部理事ヲ以テ組織ス、主トシテ部

會ノ決定案及本部員會ニ提呈スル案件、ヲ審議シ及本部員會、

決議ヲ執行スルモノトス

第七條 部會、其部理事及副理事ヲ以テ組織シ其部ノ職責ヲ實行ス、

又ハモ

第八條 本部員會、本組合最高決議機關ニシテ本組合總算及諸問題

ヲ決議スルモノトス、但シ採決ハ多數決、且同數場合議長之ヲ決ス

第九條 委員會ニハ副議長、常置トシ委員之ヲ互選ス

第十條 委員會、會長之ヲ招集シ毎月一回開催スルモノトス

此の場合會長ハ少ナクモ三ヨリ以テ決議ヲ附シテ之ヲ通知スルヲ要ス

臨時委員會ハ左場合於テ招集スルコトヲ得

一、會長ハ要ト認メタルトキ

二、委員三名以上ノ要求アリタルトキ

三、會計監査ハ要ト認メタルトキ

第三雜則

第十條 本組合前章アリタルモノハ、委員會承認ヲ經テ名譽役員トナ

スコトヲ得

第十一條 本組合員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ、本組合ノ趣旨ニ及スル

行為アリタルモノハ、委員會承認ヲ經テ會長之ヲ除名スルコトヲ得

第十二條 本組合ノ交渉事項ハ、會長副會長及各部理事ヲ以テナス